

【適合証有】

性能向上計画認定

低炭素建築物認定

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(都市の低炭素化の促進に関する法律)にもとづく
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請(低炭素建築物新築等計画認定申請)手数料

(1) 民間機関による事前の技術的審査を受け、適合証を提出する場合

建築物の規模			認定申請手数料	変更認定手数料	
住宅	1の住戸の場合(一戸建て等)		1戸	4,000	2,000
	2以上の住戸の場合 (共同住宅等) ※共用部分を計算しない場合は床面積から除く【省エネのみ】	住宅 面 部 積 の	300 m ² 未満	8,000	4,000
			300 m ² 以上 2,000 m ² 未満	17,000	8,000
			2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	37,000	19,000
			5,000 m ² 以上	67,000	33,000
非住宅	非住宅部分の床面積		300 m ² 未満	8,000	4,000
			300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	14,000	7,000
			1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	22,000	11,000
			2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	67,000	33,000
			5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	106,000	53,000
			10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	133,000	67,000
			25,000 m ² 以上	167,000	83,000
複合建築物(住宅+非住宅)			—	住宅と非住宅の手数料の合計	

(注意) 建築基準適合審査を申し出る場合は、建築確認申請手数料として定めた金額が加算されます。
【省エネのみ】他の建築物の事項を記載する場合は、一の建築物ごとに表に定める金額が加算されます。

【適合証無】

性能向上計画認定

低炭素建築物認定

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(都市の低炭素化の促進に関する法律)にもとづく
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請(低炭素建築物新築等計画認定申請)手数料

(2) 上記以外の場合

建築物の規模				認定申請手数料	変更認定手数料			
住宅	1の住戸の場合 (一戸建て等)	性能基準		1戸 200㎡未満	28,000	14,000		
				1戸 200㎡以上	32,000	16,000		
		誘導仕様基準		1戸 200㎡未満	15,000	7,000		
				1戸 200㎡以上	16,000	8,000		
	2以上の住戸の場合 (共同住宅等) ※共用部分を計算しない場合は床面積から除く【省エネのみ】	住宅部分の床面積		性能基準		300㎡未満	57,000	29,000
						300㎡以上 2,000㎡未満	96,000	48,000
				仕様誘導基準		2,000㎡以上 5,000㎡未満	163,000	82,000
						5,000㎡以上	234,000	117,000
				モデル建物法		300㎡未満	27,000	14,000
						300㎡以上 2,000㎡未満	47,000	24,000
2,000㎡以上 5,000㎡未満						86,000	43,000	
5,000㎡以上						130,000	65,000	
非住宅	非住宅部分の床面積		モデル建物法		300㎡未満	72,000	36,000	
					300㎡以上 1,000㎡未満	92,000	46,000	
					1,000㎡以上 2,000㎡未満	121,000	61,000	
					2,000㎡以上 5,000㎡未満	196,000	98,000	
					5,000㎡以上 10,000㎡未満	257,000	128,000	
					10,000㎡以上 25,000㎡未満	308,000	154,000	
					25,000㎡以上	362,000	181,000	
			BEST 標準入力法 ・ 主要室入力法		300㎡未満	189,000	95,000	
					300㎡以上 1,000㎡未満	237,000	119,000	
					1,000㎡以上 2,000㎡未満	306,000	153,000	
					2,000㎡以上 5,000㎡未満	437,000	218,000	
					5,000㎡以上 10,000㎡未満	538,000	269,000	
					10,000㎡以上 25,000㎡未満	636,000	318,000	
					25,000㎡以上	726,000	363,000	
複合建築物(住宅+非住宅)				—	住宅と非住宅の手数料の合計			

(注意) 建築基準適合審査を申し出る場合は、建築確認申請手数料として定めた金額が加算されます。
【省エネのみ】他の建築物の事項を記載する場合は、一の建築物ごとに表に定める金額が加算されます。